国立研究開発法人国立国際医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第十六条第一号から第六号までに掲げる業務	厚生労働大臣
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第十四条第一号から第四号までに掲げる業務	厚生労働大臣
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第十七条第一号から第四号までに掲げる業務	厚生労働大臣
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第十五条第一号から第五号までに掲げる業務	厚生労働大臣
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第十八条第一号から第五号までに掲げる業務	厚生労働大臣
国立研究開発法人産業技術総合研究所	国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）第十一条第一項第一号から第五号までに掲げる業務	経済産業大臣
国立研究開発法人情報通信研究機構	国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十四条第一項第一号から第九号までに掲げる業務	総務大臣
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号。以下「機構法」という。）第十五条第一号、第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる業務並びに同条第十号に掲げる業務（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第十一条第二号に掲げる業務に限る。）並びに機構法第十五条第十一号に掲げる業務（基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第十一条第一号及び第三号に掲げる業務に限る。）並びに機構法第十五条第十二号に掲げる業務（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）第七条第二号に掲げる業務に限る。）	経済産業大臣
国立研究開発法人森林研究・整備機構	国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百八十八号）第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる業務	農林水産大臣
国立研究開発法人水産研究・教育機構	国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）第十二条第一項第一号から第五号までに掲げる業務及び同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務	農林水産大臣
国立研究開発法人土木研究所	国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十二条第一号及び第二号に掲げる業務	国土交通大臣
国立研究開発法人日本医療研究開発機構	国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第一号及び第二号に掲げる業務	内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第十七条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる業務（特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第三条第二項第二号に掲げる業務を除く。）	文部科学大臣
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十四条第一項第一号から第五号までに掲げる業務、同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務及び同条第四項に規定する業務	財務大臣及び農林水産大臣
国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）第十五条第一号から第四号までに掲げる業務	文部科学大臣
国立研究開発法人防災科学技術研究所	国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）第十五条第一号から第六号までに掲げる業務	文部科学大臣
国立研究開発法人理化学研究所	国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十六条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及び同条第二項に規定する業務（特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第五条第二項第三号に掲げる業務を除く。）	文部科学大臣
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）第十六条第一号から第六号までに掲げる業務	文部科学大臣
公益社団法人公益財団法人	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第四号に規定する公益目的事業	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三条に規定する行政庁

○総務省告示第百四十五号

運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成二十三年総務省・国土交通省令第一号）第二条の規定に基づき、平成三十年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を次のとおり定める。

平成三十年三月三十一日

総務大臣　野田　聖子

交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合	○・八二
営業用バスの標準軽油使用量	一二、五三〇リットル
営業用トラックの標準軽油使用量	一三、一五〇リットル
自家用バスの標準軽油使用量	二、三九〇リットル
自家用トラックの標準軽油使用量	一、七一〇リットル
平成六年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために乗ずべき数値	○・〇四三五